

檀原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月12日(火) 午後2時00分から午後3時00分

2. 開催場所 中央公民館4階 第3会議室

3. 出席委員(12名)

1番 安田宗義(副会長)	2番 吉川作衛
3番 石井三智子	4番 蘆村雅光(副会長)
5番 森田尚子	6番 森川千鶴子
7番 福田茂(副会長)	8番 岡本和久
9番 中川眞一	10番 上田逸朗(会長)
12番 竹瀬久晴	13番 堀田雅三

4. 欠席委員 2名 11番 坂口洋、14番 福田照美

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 (5) 森田尚子 (6) 森川千鶴子
第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件
第3 第2号議案 農地法第4条農地転用許可申請に関する件
第4 第3号議案 農地地目変換承認申請に関する件
第5 第4号議案 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断について
第6 報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件
第7 報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件
第8 報告3 農地法第18条第6項の通知に関する件
その他 農用地利用集積計画に関する件
その他 農地中間管理事業に係る農用地利用計画に関する件
その他 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての照明願いに関する件
その他 農地貸借に係る解約通知に関する件

7. 会議の概要

事務局長	ただ今より、令和5年12月総会を開催いたします。 はじめに、上田会長よりご挨拶をお願いいたします。
上田会長	【挨拶】
議長（上田会長）	委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。 本日の出席委員は12名であり、法定数に達しておりますので、これより令和5年12月の総会を開会いたします。 なお、11番坂口洋委員、14番福田照美委員より欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 それでは、本日の議事日程を事務局より申し上げます。
事務局	はい。 【議案書の議事日程を朗読】 が、本日の議事日程でございます。
議長	これより日程に入ります。 日程第1 議事録署名委員の指名については、5番 森田尚子委員、並びに6番 森川千鶴子委員を指名いたします。
議長	日程第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	はい、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は1議案4件でございます。 なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、小委員会及び地区担当農業委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いします。 1番は、贈与による所有権移転申請で、日程第8報告3の農地法第18条第6項の通知に関する件に関連しております。 2番から4番は、譲渡人から譲受人へ売買による所有権移転申請です。
議長	第1号議案は、すべて小委員会にかかっております。 なお、1番から4番の説明後、一括で採決したいと思います。 それでは、1番の現地調査の結果説明を 安田副会長からお願いします。

安田副会長	1 番は、一町***の田、515 m ² および***の田、567 m ² については市立新沢小学校より南西約 400m に位置し、大阪市阿倍野区の** **氏から**町の** **氏に贈与されるもので、小委員会で調査したところ、**氏は以前より家族で耕作されており、農作業の経験もあることから耕作能力があると判断し、適当であると思われるのでご審議のほど、よろしく申し上げます。
議 長	では、地区担当農業委員の中川委員さんご説明願います。
中川委員	ただ今、安田副会長からの報告のとおり適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議 長	はい。では、2 番の現地調査の結果説明を蘆村副会長からお願いします。
蘆村副会長	2 番は、大谷町***の田、307 m ² は、近鉄樫原神宮西口駅より北西約 400m に位置し、**町の** **氏が、大阪市西区の** **氏より売買で譲り受けられるもので、小委員会で調査したところ**氏は、以前から耕作および管理されており、取得後も継続していくとのことであり、適当であると思われるのでご審議のほど、よろしく申し上げます。
議 長	では、地区担当農業委員の森川委員さんご説明願います。
森川委員	はい。ただ今、蘆村副会長からの報告のとおり適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議 長	はい。次に 3 番の現地調査の結果説明を福田茂副会長からお願いします。
福田茂副会長	3 番は、田中町***の田、1,082 m ² は 大和平野土地改良区事務所より北東約 200m に位置し、**町の** **氏が、生駒郡三郷町の** **氏より売買で譲り受けられるもので、小委員会で調査したところ**氏は、農機具も所有され、耕作能力があることから、適当であると思われるのでご審議のほど、よろしく申し上げます。
議 長	地区担当農業委員の石井委員さんご説明願います。
石井委員	ただ今、福田茂副会長からの報告のとおり適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長	<p>続いて、4番の現地調査の結果説明を安田副会長からお願いします。</p>
安田副会長	<p>4番は、十市町***の田、353㎡および***の田、409㎡は、奈良県自動車運転免許センターより北約600mにそれぞれ位置し、**町の***氏が、磯城郡田原本町の***氏より譲り受けられるもので、小委員会で調査したところ**氏は、農機具も所有されており、耕作能力があることから適当であると思われまますのでご審議のほど、よろしく願います。</p>
議 長	<p>では、地区担当農業委員の吉川委員さんご説明願います。</p>
吉川委員	<p>ただ今、安田副会長からの報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議 長	<p>以上で、第1号議案 1番から4番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明および小委員会の説明、並びに地区担当農業委員さんからの説明について質問・意見等がございましたらお願いします。</p> <p>－意見なし－</p>
議 長	<p>ご意見が無いようですので、採決いたします。</p> <p>第1号議案 1番から4番の農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p>－全員挙手－</p>
議 長	<p>全員であります。</p> <p>よって、第1号議案 1番から4番は許可と決定いたしました。</p>
議 長	<p>日程第3 第2号議案 農地法第4条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、農地法第4条農地転用許可申請に関する件は1議案 1件です。</p> <p>1番は、農家住宅に転用したいと申請されたものです。</p> <p>立地基準といたしまして、住宅、事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんしている区域にあり、農地の広がり10ha未満の区域であるため、農地区分は第2種農地と見ております。申請地の他に適当な土地がなく、一般基準においても周辺農地への影響もないことから許可の</p>

<p>議 長</p>	<p>見込みがあると思われます。</p> <p>1 番は小委員会にかかっております。</p> <p>福田茂 副会長から現地調査の結果説明をお願いします。</p>
<p>福田茂副会長</p>	<p>1 番は、南浦町***の一部の田、1,100 m²の内 597.05 m² で、奈良県明日香庭球場より東約 300m に位置しており、**町の** **氏が、農家住宅に転用したいと申請されたもので、適当であると思われますのでご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区担当農業委員の 蘆村副会長ご説明願ひます。</p>
<p>蘆村副会長</p>	<p>ただ今、福田 茂副会長からの報告のとおり適当かと思ひますので、ご審議のほど、よろしくお願ひます。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で第2号議案 1 番の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地区担当農業委員さんからの説明について、質問・意見等がございましたらお願ひします。</p> <p>—意見なし—</p>
<p>議 長</p>	<p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第2号議案 1 番の農地法第4条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願ひます。</p> <p>—全員挙手—</p>
<p>議 長</p>	<p>全員であります。よって、第2号議案 1 番は許可相当として、奈良県知事に意見を進達します。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4 第3号議案 農地地目変換承認申請に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、農地地目変換承認申請に関する件は1議案 1 件です。</p> <p>田から畑に変換し、野菜を栽培したいと申請されたものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>第3号議案 1 番は、小委員会にかかっております。</p> <p>それでは、蘆村副会長 より現地調査の結果説明をお願いします。</p>

蘆村副会長	1番は、川西町***の田、1,292㎡で、市立新沢小学校より北西約600mに位置しており、葛城市の** **氏が畑に変換し、野菜を栽培したいと申請されたもので、適当であると思われまますのでご審議のほど、よろしくお願ひします。
議 長	地区担当農業委員の安田副会長 ご説明願ひます。
安田副会長	ただ今、蘆村副会長 からの報告のとおり適当かと思ひますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。
議 長	<p>以上で第3号議案の1番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明および小委員会の説明並びに地区担当農業委員さんからの説明について質問・意見等がございましたらお願ひします。</p> <p>－意見なし－</p>
議 長	<p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第3号議案 1番の農地地目変換承認申請に関する件について、承認に賛成の方は挙手願ひます。</p> <p>－全員挙手－</p>
議 長	<p>全員であります。</p> <p>よって、第3号議案の1番は 承認致す事にします。</p>
議 長	<p>日程第5 第4号議案 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断についてを議題といたします。それでは、事務局より説明願ひます。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より説明させていただきます。</p> <p>農地パトロールを8月中旬から9月中旬にかけて実施し、山林や原野化したところを非農地と判断した上で、11月1日付にて所有者に山林・原野化した農地を農地基本台帳から除外することについての案内を送りました。案内の中で、農地として残すなど意見等があれば、11月20日までに事務局へ連絡していただくようにしました。</p> <p>その結果をまとめ、非農地へ手続きを進めていく農地については、お手元の総会議案の第4号議案をご覧ください。1番、2番の2筆が令和5年の非農地判断対象の農地になります。</p> <p>推進委員さんにつきましては、郵送させていただいております。</p>

<p>議 長</p>	<p>郵送させていただいた委員さんからは、特に質問・ご意見等はございませんでした。</p> <p>総会においてもご意見等がなければ、非農地判断対象の農地を非農地と判断させていただき、リストを法務局等に送り手続きを進めていきたいと思いを。事務局からは以上です。</p> <p>事務局から説明がございましたが、案件内容に質問・ご意見等ございませんか。</p> <p>－意見なし－</p>
<p>議 長</p>	<p>ご意見も無いようですので、第4号議案 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断について、承認に賛成の方は挙手願います。</p> <p>－全員挙手－</p>
<p>議 長</p>	<p>全員であります。</p> <p>よって、第4号議案 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断については、承認 致す事にします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第6 報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件の報告は1件でございます。</p> <p>1番は、曲川町3丁目***の田、613㎡ 外1筆は、JR金橋駅より北西約300mに位置しており、大和郡山市の** **氏が青空資材置場として転用したいと届けられたものです。なお、隣接している農地はございません。令和5年10月25日受理しております。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で報告1 1番の説明は終わりました。</p> <p>ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが如何でございますか。</p> <p>－意見なし－</p>
<p>議 長</p>	<p>意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。</p>

議 長	<p>日程第7 報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件の報告は1件でございます。</p> <p>1番は西池尻町***の畑、92㎡は橿原神宮西口駅より南東約400mに位置しており、京都市中京区の株式会社ハウズドゥ・ジャパンが、**町の** **氏より売買で譲り受け、一戸建専用住宅用地として転用したいと届けられたものです。</p> <p>なお、地区担当推進委員の森本委員さんからも適当である旨の報告をいただいております。令和5年11月21日 受理しております。</p>
議 長	<p>以上で報告2 1番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思っております。如何でございますか。</p> <p>－意見なし－</p>
議 長	<p>意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。</p>
議 長	<p>日程第8 報告3 農地法第18条第6項の通知に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、農地法第18条第6項の通知に関する件の報告は1件です。</p> <p>1番は、一町***の田、外1筆で、賃借人、**町の** **氏、賃貸人、大阪市阿倍野区の** **氏との合意解約でございます。令和5年11月6日受理しております。</p>
議 長	<p>以上で報告3 1番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思っておりますが如何でしょうか。</p> <p>－意見なし－</p>
議 長	<p>意見なしとの事ですので報告のとおりとします。</p>
議 長	<p>その他案件、農用地利用集積計画に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、農用地利用集積計画に関する件についてご説明します。</p> <p>1番は、**町の** **氏と同じ**町の** **氏外1名から、曾我町***の田、2,402㎡、***の田、1,234㎡に3年間の利用権設定を受けられるものです。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが如何でございますか。</p> <p>－意見なし－</p>
議 長	<p>意見なしとの事ですので 承認致す事にします。</p>
議 長	<p>その他の案件、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件についてご説明します。</p> <p>1番および2番の農地について、それぞれ**町の** **氏、同じく**町の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターが利用権設定を受けられるものです。なお、1番および2番の集積計画決定後の借受予定者は、奈良市の株式会社NELFでございます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが如何でございますか。</p> <p>－意見なし－</p>
議 長	<p>意見なしとの事ですので、承認致す事にします。</p>
議 長	<p>その他の案件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、生産緑地にかかわる農業の主たる従事者についての証明願いに関する件についてご説明します。</p> <p>1番ですが、新口町***の田 外5筆は、耕作者の** **氏が病気の為、耕作を継続することができないとのことで、生産緑地法第10条に基づき買取り申出をされるものです。地区担当推進委員の脇山委員さんからも適当ある旨のご報告をいただいております。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが如何でございますか。</p> <p>－意見なし－</p>
議 長	<p>意見なしとの事ですので、承認致す事にします。</p>
議 長	<p>その他の案件、農地貸借に係る解約通知に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地貸借に係る解約通知に関する件の報告は1件でございます。</p> <p>1番は、南妙法寺町***の田 469 m² 外1筆は、農地法第3条使用貸借権設定許可申請において、借人 **町の** **氏 が 貸人 **町の** **氏との間で解約されました。令和5年11月6日受理しております。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが如何でございますか。</p> <p>－意見なし－</p>
議 長	<p>意見なしとの事ですので報告のとおりとします。</p>
議 長	<p>以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。委員各位には、慎重審議ありがとうございました。これをもって、12月の農業委員会総会を閉会いたします。</p>

農業委員会等に関する法律第27条及び橿原市農業委員会総会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

橿原市農業委員会

会 長 上 田 逸 朗

委 員 森 田 尚 子

委 員 森 川 千 鶴 子